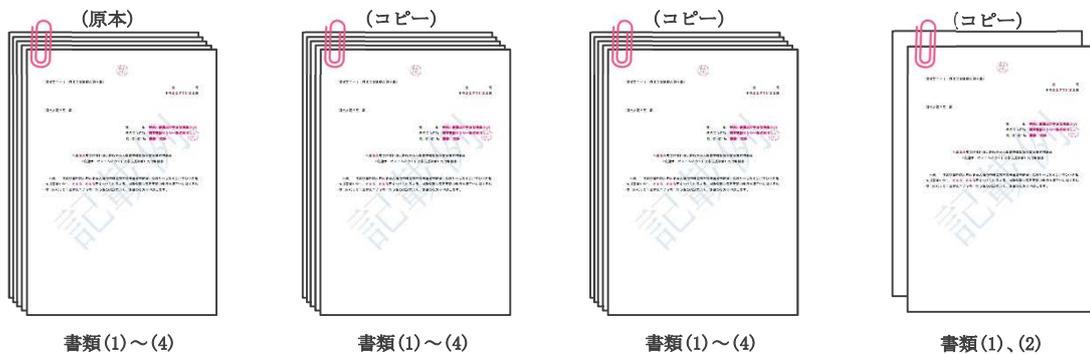


補助金交付申請書の提出について

補助金の内示を受けた方は、定められた提出期限までに「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」に基づき、交付申請書を作成の上、補助金を活用して導入する車両を配置する営業所を管轄する運輸支局に提出してください。

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち1部は以下の必要書類のうち(1)及び(2)のみで構いません。
- ◆ 提出書類はすべて A4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。



【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 令和3年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付申請書（様式第2-1）
- (2) 令和3年度：訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付申請書（様式第2-1別紙2）
- (3) 内定通知を受けた機器の見積書（様式第2-1別紙2の補助対象経費に計上した箇所を色付け、丸しるしをするなどしてお示しください）
- (4) 内定通知を受けた機器の仕様がわかるもの（価格が確認できるもの。カタログでも可。）